

町有地売却応募要領

1 売却物件一覧

物件 番号	所在地	地目 (登記簿)	面積 (㎡) (登記簿)	参考価格
1	榛原郡吉田町神戸字山王 1 6 2 2 番 1	宅地	1328.10	27,900 円
2	榛原郡吉田町神戸字山王 1 6 2 3 番 1	雑種地	307.00	27,900 円
3	榛原郡吉田町神戸字山王 1 6 2 4 番 1	雑種地	155.00	27,900 円

※ 物件は、現状での引渡しとします。

※ 売却物件の現地見学会は行いませんので、現地を確認しておいてください。

2 入札参加者の資格

次のいずれにも該当しない者とします。

- (ア) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）
- (イ) 破産者で復権を得ていない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (エ) 市町村に住民税等の滞納がある者
- (オ) 未成年者
- (カ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者（地方自治法及び地方自治法施行令については、「入札要領」を参照して下さい。）

3 入札の参加申込み

入札の参加に当たっては、「入札要領」「吉田町競争契約入札心得」を十分お読みのうえ参加してください。

応募の受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月9日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

受付時間：午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。

(2) 受付場所

静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町役場3階吉田町財政管理課契約管理部門 電話 0548-33-2133

※ 直接来庁して申し込んでください。

(3) 申込必要書類

ア 一般競争入札参加申込書（本応募要領に掲載のもの）

様式1号

イ 添付書類（発行後3か月以内のもの）

個人の場合：住民票及び印鑑登録証明書（各1通）

法人の場合：現在事項全部証明書（※）及び印鑑証明書（各1通）

（※）現在事項全部証明書：法人の登記事項を証明する書類

個人、法人共通：申込者の所在する市町村長が発行する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

（注）共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

(4) その他

ア 申込みを受けた場合は、次の書類を交付します。

（ア）一般競争入札参加申込書（写し）

（イ）入札書（2通）及び入札用封筒作成例

（ウ）見積書（2通）及び見積用封筒作成例

イ 代理人により入札参加の申込みを行う場合は、必ず委任状（本要領に掲載のもの）を提出してください。

（注）1 必要事項の記入、押印等を行ったうえ、入札期日に必ず持参してください。

2 委任状には、委任者及び代理人双方とも登録された印鑑を押印し、現在事項全部証明書及び印鑑証明書を添付してください。（個人の場合は、印鑑登録証明書のみ添付してください。）

3 代理委任した場合は、入札書には代理人の署名及び登録された印鑑が押印されていないとその入札は無効となります。

4 入札物件の現地説明

現地説明は行いませんので、事前に現地及び物件状況を確認しておいてください。入札参加及び買受に当たっては、すべて了知されたものとします。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年5月16日（金）午前10時00分

※ 受付は午前9時30分から行います。

(2) 場所 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地

吉田町役場2階会議室

（注）1 次の書類は、必ず持参してください。

① 一般競争入札参加申込書（写し）

② 入札書及び入札用封筒

③ 見積書及び見積用封筒

2 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。

6 入札方法

- (1) 入札は、吉田町指定の入札書を使用し、必要事項の記入及び登録された印鑑を押印の上、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入していただきます。
- (2) 入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 1物件に2通以上の入札をしたもの
- (4) その他入札要領において無効とするもの

8 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格以上かつ合計金額が最高の額をもって入札した者を落札者と決定します。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者又は入札に関係がない職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 入札結果は、すべての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。
 - ア 法人が行った入札：商号及び入札金額
 - イ 個人が行った入札：個人の苗字（氏名の公表はしません。）及び入札金額
- (4) 予定価格の公表はしません。

9 再度入札の実施

開札の結果、落札者がいない場合は、当該入札参加者を対象として再度入札を実施します。なお、再度入札は1回とします。

10 随意契約の方法による契約予定者決定の実施

再度入札の結果、落札者がいない場合又は入札参加者が1人である入札の場合は、次による随意契約の方法で契約予定者を決定します。

- (1) 随意契約の方法に参加できる対象者は、次のいずれかの入札参加者となります。
 - ア 当該入札参加者のうち再度入札の額が最高の額をもって入札した者
 - イ 当該入札参加者が1人である者
- (2) 見積方法
 - ア 当該入札参加者のうち再度入札の額が最高の額をもって入札した者は、吉田町指定の見積書を使用し、必要事項の記入及び登録された印鑑を押印の上、見積用封筒に見積書のみを入れて封をして提出していただきます。（入札参加者が1人である入札の場合も同様の方法とする。）
 - イ 見積書の提出後、見積りを取り消すことや見積書の記載を変更することはできません。

ん。

ウ 見積書の提出回数は、2回を限度とします。

エ 開札の結果、予定価格以上の額で見積りした者を契約予定者と決定します。

1 1 契約の締結等

契約の締結期限

落札又は契約予定者決定の通知を受けた日から5日以内に行ってください。

1 2 土地売買代金の支払い方法

土地売買代金の支払方法は、次のいずれかの方法によるものとします。

(1) 一括払い

吉田町が発行する納入通知書にて指定の金融機関に土地売買契約の締結と同時に全額納入する。

(2) 契約保証金払い

土地売買契約締結と同時に契約保証金として、土地売買代金の100分の10以上を納入し、土地売買代金と契約保証金との差額を吉田町が発行する納入通知書にて指定の金融機関に土地売買契約締結の日から30日以内に納入する。

なお、期限までに土地売買代金の納入がなかった場合は、契約保証金は吉田町に帰属することになります。

(注) 土地売買代金の分割納入はできません。

1 3 所有権の移転等

(1) 土地売買代金が納入され次第、所有権の移転登記を行い、登記の完了をもって物件が引渡されたものとします。

(2) 所有権の移転登記は、吉田町において行います。

(3) 土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に係る登録免許税は、買受人の負担となります。

(4) 買受人は、所有権移転登記前に、土地売買契約を締結した当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。